

南国市DX推進支援業務委託事業者選定審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和4年3月23日

南国市長 平山 耕三

南国市DX推進支援業務委託事業者選定審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 南国市DX推進支援業務を委託する事業者（以下「委託事業者」という。）について、プロポーザル方式により公正かつ適正に選定するため、南国市DX推進支援業務委託事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プロポーザルの実施に関する要領の確認に関すること。
- (2) 委託事業者の選定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、南国市DX推進支援業務の委託に関し、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 審査委員会は、委員5名で組織する。

2 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 企画課長
- (2) 総務課長
- (3) 財政課長
- (4) 情報政策課長
- (5) DX推進アドバイザー

(委員長)

第4条 審査委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 3 委員長は、審査委員会を代表し、審査委員会の事務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、会議に専門的な知識又は経験を有する者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審査委員会の庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。